

第10号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「申請人」を「申請者」に改める。

第13条第1項中「印鑑登録証明交付申請書」を「交付申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、登録証を添えることを要しない。

- (1) 登録者が自ら出頭して申請すること。
- (2) 規則で定める方法により申請者が登録者本人であることが確認できること。
- (3) 登録証を亡失した場合でないこと。
- (4) 市長がやむを得ない事由があると認めること。

第13条第2項中「及び」の次に「交付申請書を」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の場合においては、市長は、同項第2号の確認をもって登録証の照合に代えることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録証の再交付)</p> <p>第7条 印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人は、登録証が著しく汚損又は毀損をしたときは、印鑑登録に関する申請（届出）書により登録証及び申請者の印鑑を添えて市長に引換えのための再交付を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、<u>交付申請書</u>に登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、登録証を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>登録者が自ら出頭して申請すること。</u></p> <p>(2) <u>規則で定める方法により申請者が登録者本人であることが確認できること。</u></p> <p>(3) <u>登録証を亡失した場合でないこと。</u></p> <p>(4) <u>市長がやむを得ない事由があると認めること。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び<u>交付申請書</u>を印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の場合においては、市長は、同項第2号の確認をもって登録証の照合に代えることができる。</u></p>	<p>(登録証の再交付)</p> <p>第7条 印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人は、登録証が著しく汚損又は毀損をしたときは、印鑑登録に関する申請（届出）書により登録証及び申請人の印鑑を添えて市長に引換えのための再交付を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、<u>印鑑登録証明交付申請書</u>に登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p>